

## 原子力政策に関する法学的・政治学的比較研究

原子力法・政策研究チーム（課題番号：137102）

研究期間：平成 25 年 7 月 24 日～平成 28 年 3 月 31 日

研究代表者：東原正明 研究員：井上禎男、守谷賢輔

### 1. はじめに—研究当初の背景と研究の目的

福島原発「事故」以来、日本において、原子力に関する法的、政治的および社会的動向は激しく揺れ動いている。「原子力規制委員会・原子力規制庁」の発足、原発再稼働をめぐる論議、脱原発を求める世論の拡大、原発再稼働に対する市民の反対運動をその例として挙げることができる。原発「事故」は生じないという「安全神話」が「崩壊」した中で、原子力に対する統制をいかに行うかは、喫緊の課題である。しかしながら、どのように社会的合意を形成し、いかに法規制および制度設計を行うことが妥当かつ適切なものかは論議のあるところである。

そこで本研究チームは民主的統制という観点から、上記の問題に取り組み、日本における原子力統制のあるべき姿を探求することとした。その理由は以下に示すとおりである。すなわち、日本において「原子力ムラ」という言葉に象徴されるように、原子力政策の決定過程の不透明さと閉鎖性が批判されてきており、民主的統制にそれらを克服する可能性を見出すことができると考えるからである。本研究チームの各構成員は、自身の科研のテーマを発展させ、各構成員の専門分野、そして各自の問題意識から考察した。その上で、日本における民主的統制の具体的提言を行うことを試みた。

本研究チームは、以下の構成となっている。

東原（研究チーム責任者）は、脱原発を決めたオーストリアの政治制度と市民社会の状況を分析し、政党、利益集団および市民運動における論議や合意の形成過程、それらが果たす役割を検討し、日本への示唆を得ることを目指した。

井上（研究チーム構成員）は、「原子力先進国」であるフランスの議論を素材に研究を行った。フランスの「独立」行政委員会・第三者機関である「原子力安全機

関」に関する議論を参照し、日本の「原子力規制委員会・原子力規制庁」との比較検討を通じて、本研究を遂行した。

守谷（研究チーム構成員）は、カナダ先住民の自治の保障という観点から、本研究に従事した。原発などのいわゆる「迷惑施設」を先住民の居住地に建設されることが多く、それにより先住民の自治のあり方に多大な影響を与え、さらには「変容」させてきた。そこで、先住民が自らの自治を通じて、原子力への統制をいかに行うことができるかを考察し、「下からの」民主的統制の可能性を探求し、本課題に従事した。

上記構成において、各構成員は、それぞれが専門とする比較国の議論を各構成員の問題意識の下で考察した。東原は政治学の観点からオーストリアの議論（歴史的な視点からの検討も含む）を、井上は行政法学の観点からフランスの議論に目を向け、守谷は憲法学の観点からカナダの議論を対象とした。この作業を行うにあたって、日本における原子力への民主的統制のあり方を常に意識し、関連づけを行った。

### 2. 研究成果

#### (1) オーストリアの脱原発政策

1986年のチェルノブイリ原発事故、2011年の福島第一原発事故を経てもなお、チェコやスロヴァキア、フランスなどでは原子力政策は維持され、原子力発電所が稼働を続けている。しかし、ヨーロッパ全体を見渡せば原発反対の世論が高まったといえる。イタリアでは国民投票によって脱原発が決定され、ドイツでは政党政治の枠組みにおいて脱原発が決断された。そしてオーストリアは、チェルノブイリの事故より以前の1978年に、すでに脱原発を国民が決定していた。現在、同国には原発は存在しない。ヨーロッパの原子力大国といえるフランスに

近く、ドイツやチェコ、スロヴァキアなど原発を有する国家に隣接しながらも、少なくとも国内で生産される電力に関しては水力などを利用し、原発に拠らずに供給が行われてきた。オーストリアは一度も原発を稼働させたことのない国家であるが、とはいえ、原子力と無縁であったとは言いがたい。

1938年にナチス・ドイツに併合されたオーストリアは、第2次世界大戦の終結とともに、1945年から連合国の占領下に置かれた。その後、1955年に国家条約が締結され、再び独立国家としての歩みを進めることになったが、この国家条約では核兵器の保有、製造、使用が禁止された。こうした規定は、永世中立の宣言とともに、オーストリアが占領から脱し、独立するための重要な基盤となった。しかしその一方で、オーストリアでは「原子力の平和利用」が進められることとなった。首都ウィーン近郊の、ニーダーエスタライヒ州ツヴェンテンドルフ（Zwentendorf）では実際に原発施設が建設されたほか、同州サンクト・パンターレオン（St. Pantaleon）などでも建設が計画された。

原発を建設する理由やその必要性について、連邦政府などの推進派は、主として、経済成長をさらに進める必要がある、それに伴ってエネルギー需要が増加すると主張するとともに、原発建設によって雇用の場が拡大し、国民の生活が改善されるとも訴えた。そして同時に、火力発電などと比較して原発は安価な電力供給源として経済的優位性があることや、その安全性に問題がないことなども強調した。その一方で、原発の安全性を疑問視し、建設に反対する勢力には、左派勢力の一部のほか、環境汚染を懸念する保守的な農民層など従来の左右のイデオロギーを超えた幅広い層が含まれた。

世論調査では、1986年のチェルノブイリ原発事故以前の、1978年当時のオーストリアにおいて原発に関する国内世論が賛成と反対に大きく分かれていたことが確認できる。同年11月には、建設されたツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非に関して、戦後初めての国民投票が実施されたが、事前の調査では、同年7月には46%がツヴェンテンドルフ原発の稼働に賛成であったのに対して、稼働反対は22%で、29%はまだ賛否を決めていなかった。賛成と回答した人たちの40%は電力需要の増大をその理由としていた。また、16%が原発がすでに建設されたことを賛成の理由に挙げ、13%はすでに原発建設に投入されたコストが大きいことや隣国の国境地帯にはすでに複数の原発が存在することを理由とした。そうしたことから、ツヴェンテンドルフ原発に関しては、それが必要だから賛成するというよりは、むしろすでに建設されているという現実があるために人々に受け入れられたのだとの指摘もある。それに対して、反対と回答した者のうち4分の1が原発に対する漠然とした反発や不快感を理由とし、さらに4分の1はツヴェンテンドルフ原発の稼働

は危険であるとの考えを示した。また、14%は放射性物質の保管に関する問題が解決されていないことを挙げるなどした。

そしてこの調査からは、原発に賛成、反対について一定の傾向が見られることが明らかとなっている。まず賛成する回答者については、男性であること、比較的年齢が高いこと、従業員（Angestellte）や熟練労働者であること、比較的学歴が低いこと、といった特徴が挙げられるという。これに対して、反対する回答者については女性、若者、比較的収入の多い層に属しているなどの点が指摘される。また、政党支持別では、左派のオーストリア社会党（SPÖ）支持者の67%が原発に賛成していたのに対し、右派のオーストリア国民党（ÖVP）と極右のオーストリア自由党（FPÖ）の支持者では33%が賛成、35%が反対と賛否が拮抗していた。当時はSPÖ単独政権下であったが、戦後オーストリアではSPÖとÖVPという二大政党が大連立するなどしながら協力して国家を運営してきた。しかし、原発に関しては両党支持者の態度は異なる結果であった。しかも、経済界を政治的に代表するÖVP支持層で原発に消極的な意見が示されたことは注目されよう。

その後、原発に関する議論が深まるにしたがって、賛成と反対の間の差は徐々に縮まっていった。8月から9月にかけて実施された調査では賛成が41%、反対が23%となり、さらに9月から10月にかけての調査では、賛成が39%に減少したのに対して反対が26%に増加した。7月の調査では賛成と反対の差は24ポイントであったが、9月・10月の調査では13ポイントにまで縮小したのであった。さらに、SPÖ内部では党執行部が原発推進の立場であったのに対して、一般黨員の間には反対の傾向が強まり、ÖVPやFPÖの支持層でも反対が増加した。1978年9月から10月の調査では、SPÖ支持者に占める賛成は58%に減少した。ÖVP支持者では、賛成が25%に減る一方で反対が42%に増加した。「まだ決めていない」との回答も35%から28%に減少し、同党支持層では反対の態度が明確化する傾向がみられた。SPÖとÖVPという左右二大政党では、原発稼働への賛否について立場の違いが鮮明となった。

ツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非を問う国民投票は1978年11月に実施され、50.5%が稼働に反対した。その結果を受けて、連邦政府は12月に「原子力禁止法」を制定した。しかし、工業家連盟などの経済団体やオーストリア労働総同盟など左右の利益団体からは、国民投票後も引き続きオーストリアにとっての原発の必要性が主張され、同国で脱原発政策が定着するにはなお一定の期間を要した。しかし現在では、エネルギー供給のために原発を利用しないという決定は憲法典に記されるまでになっている。

こうした戦後オーストリアにおける脱原発政策の確立

に至る道筋は、現在執筆中の論文における成果の一部である。また、本研究を進めるにあたって得られた示唆は、以下の論考にも反映されている。東原他「「過疎」はどのように論じられてきたのか（三）—五つの雑誌を通してみた「過疎問題」史—」（『熊本法学』第134号、2015年）においては、日本の過疎地域が原発を受け入れてきた歴史的過程にも触れ、オーストリアでの原発建設時の議論が参考になった。東原「オーストリアの雇用政策—移民の問題を中心に—」（雇用構築学研究所『ニューズレター』第47号、2015年）では、とりわけオーストリアで原発を推進する側が雇用の確保とその拡大といった観点から原発建設に積極的であった点が有益であった。そして、東原「中央集権的な連邦制下の分権的政党—オーストリアにおける連邦制と州政治の変容—」（松尾秀哉、近藤康史、溝口修平、柳原克行編『連邦制の逆説？ 効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、2016年）では、州政治の実態や州における政党、とりわけ極右政党のイデオロギー的立場や支持状況という点で、原発建設時の各政党の立場や支持のあり様との比較を念頭に置きつつ執筆することができた。

## (2) 「原子力先進国」フランスにおける「独立」行政委員会・第三者機関「原子力安全機関」

本研究に関して、フランスは5人の委員から成る（約450人の職員を有する）「原子力安全機関（Autorité de sûreté nucléaire：以下「ASN」）」を有する。日本の「原子力規制委員会」（委員5人）および「原子力規制庁」（事務組織、定員485名）とほぼ同一の任務・構造を認める。しかし日本では、原子力規制委員会の業務が原発の安全性確認のみなのか、それとも「再稼働」の判断権限まで行使するのか、さらには原発の「新・増設」に関する政府の意向の反映をめぐる議論等も生じているところで、種々の混乱が認められる。本研究は、ASNを擁し、原発58基をかかえる「原子力先進国」のフランスの経験と先駆性から、日本への示唆可能性を検証することを目指して行われた。

本研究は原子力の領域を対象に行い、日仏の制度設計の理解および最新の問題状況の把握が研究目的となった。「独立行政委員会」制度は、オリジナルであるアメリカを検討対象とすることが多い。しかし欧州、とりわけフランスにおける行政組織としてのその有意性を看過することはできない。前記いずれの分野においても、「民規制」のみに委ねることは不可能である。ここで国内ないし行政の介入が排除されない以上、「官」の役割は「善き監守者」である点に求められるものと確信する。

独立行政委員会制度には、委員の人選等も含めて、第三者機関としての客観・公正さを担保する制度設計を採る点での難しさがある。また、フランスと日本との先駆性は同一ではなく、一概に一方が優れていると断ずるこ

とはできない。そのため、示唆可能性の検証における経験則（a posteriori）についても、より慎重な検討を要するものとする。また並行して日本に独自あるいは固有の当該諸分野にかかる問題状況も適宜把握・分析し、これらを検証することも不可欠であると考えている。かかる基本軸と流動的な状況に応じて明確化される視点をも踏まえ、本研究の遂行にあたっては、所期の目的からの深化が図られることになった。

この領域では、日本において2012年に発足した「原子力規制委員会・原子力規制庁」が、またフランスにおいても2006年に改組・再編されたASNが存在する。フランスについては、既に日本においても若干ではあるが、それ自体についての紹介を散見できる（例えば、鈴木尊紘「外国の立法」244号所収、2010年6月）。この点は申請時点において既に確認していたが、その後本研究期間中には、当該根拠法令の改正が行われたことを確認している。そのため、目下継続的に最新の該当法典（Code l'énergie）での法令確認と訳出を進めている。

本研究は、国内外の文献の渉猟を軸としながら他方で、文献研究のみでは得られない実態や運用把握につき、国内の関係諸機関における実地の調査研究の方法で遂行した。日本固有の問題状況を知るために、また広く災害法制度とりわけ期間中2014年の災害対策基本法の改正と地区防災計画制度の創設およびその運用に関しても把握・分析することになった。同時に、災害時に果たした放送事業者の役割について重要な意義を認めることになり、その実践としての先駆的なコミュニティFM局における取り組みに関する国内調査も実践した。

具体的には、まず実務面での問題点と現場での意識の確認についての理解を深めるべく、2013年度に原子力規制委員会・規制庁を訪問し、緊急対応センターの見分とあわせて日本における原子力分野での独立行政委員会の制度設計について、原子力防災課の杉本伸正室長〔当時〕と意見交換を行った（2013年7月）。さらに2014年度には、宮城県の登米コミュニティエフエム社を訪問し、同局の斉藤恵一局長兼社長からの貴重な教示を得た（2014年6月）。

さらに別途、国内および国外（主にフランス、さらにドイツおよびEU）における理論状況を知るための国内調査も行った。ここでは2014年2月に、山口大学経済学部において立山紘毅教授、関西大学社会学部において松井修視教授との、また2014年6月には、京都大学法学研究科において曾我部真裕教授との意見交換を行った。

期間中に公表した研究成果は、いずれも流動的な状況に応じて明確化される視点をも踏まえた、日本独自にかかる成果となっている。よって、フランスの最新状況に限定した成果物の公表については、なお現状確認と渉猟にとどまっておらず公表にまで至っていない。当該公表作業については、今後継続したい。なお、学会とは

別途の口頭発表の機会として、2015年度に、以下2つの研究会での講演ないし個人報告も行っている。これらにかかる公表業績も、本研究との関連性を有しているので本欄に付記しておく。「大規模災害と住民参加（地区防災計画のあり方）」第10回都市防災研究協議会（政策）（2015年5月。於・京都大学品川オフィス）ならびに、「コミュニティにおける災害時の情報伝達・共有のあり方」地区防災計画学会第11回研究会（2015年12月。於・名古屋大学東京オフィス）である。

### (3) 原子力への統制の前提としてのカナダ先住民の自治の保障

アイヌは現在の北海道で狩猟漁業等を中心に長年自治を営んできた。しかし、明治政府はアイヌの自治にとって不可欠である狩猟漁業等を禁止し、「北海道」を「無主地」とみなし「国有化」した。そしてアイヌ差別の象徴ともいえる「北海道旧土人保護法」は、いわゆるアイヌ文化振興法の制定（1997年）まで廃止されずにいた。

こうした背景の下で、2007年に「先住民の権利に関する国連宣言」が採択された。日本政府は、これまでアイヌを先住民と認めてこなかったが、国連宣言の採択を契機に、アイヌを先住民と認めるに至り（2008年）、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が開かれ報告書が提出された（2009年）。同報告書を受け、現在アイヌ推進会議等が開催され、アイヌ政策が立案・実施されている。

しかし、この政策には重大な問題がある。例えば、民族共生のための象徴空間をつくり、そこにアイヌの遺骨を納める慰霊施設の建設が実行に移されようとしているが、吉田邦彦『アイヌ民族の先住補償問題』（2012年）が指摘しているように、アイヌの慰霊の仕方は元来、追悼施設を設けて行うものでない。アイヌの自治の核心ともいえる靈魂観を完全に無視した政策は、当事者の意思を反映させるどころか、相反するものである。

また、アイヌの自治の中で極めて重要なイヨマンテが動物愛護法に反するかどうかについて、通達においては反しないとされているものの、仮に訴訟になった場合には、どのような判断が下されるかは全く不明である。そして、アイヌの自治の中の他の諸活動も他の法との抵触が問題となることが十分に考えられる。さらに、アイヌの聖地を消滅させたことが違法と判断された二風谷ダムの上流にある、アイヌの聖地である平取でのダム建設計画が進行中であり、その計画の妥当性が問題となっている。

権利保障のない中での政策はいつでも終わらせることができ、その場しのぎの場当たりのものとなりがちで、長期的展望にたったものでない危険性が高く、さらに問題のある政策に歯止めをかけることができない。

これらの問題を考える際に、次の事に留意する必要がある。

ある。すなわち、アイヌ（すべての者ではないが）を含め世界の多くの先住民は、土地と自己が一体であるという全体論的（holistic）な観念に基づき自治を行っているが、この観念は、近代法が前提とする土地所有概念とは大きく異なる。

上で述べたアイヌ政策は、アイヌの自治の根幹にある観念と近代法との緊張関係を意識して計画されていないことが明らかであり、アイヌの自治への理解不足あるいは無理解を示している。

アイヌのニーズに沿った政策の実現のためには、アイヌの自治の観念を組み込んだ自治権の保障が必要である。この問題に取り組むにあたり参考に値するのは、カナダの議論である。カナダは「先住民法」という独自のカテゴリーを設けているように、先住民をめぐる多くの諸論点に関する議論の蓄積が豊富である。

そこで、カナダにおける先住民の自治権の根拠、内容などに関する文献を読了し、学説や先住民指導者らの主張を検討した。この作業にあたり、とりわけ土地権との関連を意識し研究を遂行した。というのはrightとtitleとの区別を拒否する先住民集団が多く、titleの観念自体が、近代法が前提とするものと異なるからである。

これを踏まえ、各論者が想定している土地権、自治権の異同や、主張の眼目がどこにあるのかを考察した。そこで明らかにしたことは、自治権および土地権を根拠づける際の先住民法の位置づけである。

有力な説を大きく二つのアプローチに分類できる。土地権に自治権を基礎づけるが、土地権の根拠を先住民法とすべきではないというのが第一のアプローチである。これに対し、土地権、自治権ともに先住民法に基づくものだと主張するのが第二のアプローチである。

前者のアプローチをとる論者の見解によると、先住民法は先住民集団ごとに異なるため、裁判官がそれを審査することは非常に困難であるというデメリットがある一方で、先住民法を根拠にしなければ、いったんある先住民集団に自治権や土地権が承認されると、他の先住民集団にもその保障が及ぶというメリットがある。また裁判官が先住民法を審査することにより、先住民法が近代法と異なる概念に取り込まれてしまう危険性を指摘する。

後者のアプローチは、この危険性を認識しながらも、先住民法に基礎づけないことは、先住民法を含んだカナダ法により国家は成立していることの承認を阻むと主張する。

カナダ最高裁判決の基本的な立場は、前者のアプローチに類似している。実際に、このアプローチをとる論者の文献を引用している。ただし、この論者の主張をすべて受け入れているわけではないことに注意を要する。

こうした諸論点の検討にあたり、Calder判決（1973）がきわめて重要である。というのは、この判決は、土地権を「人的用益的権利（personal and usufructuary

right)」に過ぎないとした1888年の枢密院の判断を、事実上覆したからである。

もっとも、この判決は複数の論点が入り組んでおり、相対多数意見においても反対意見においても、その論理構成は非常に難解である。そこで、まずはこの判決を整理する目的として、相対多数意見と反対意見の抄訳を行った。「カナダ先住民に関する判決(1)(2)」（福岡大学『法学論叢』第60巻4号、第61巻1・2号、2016年）は、その成果である。

日本の先住民であるアイヌの自治権の問題を考える上で、上記のカナダにおける先住民の自治権の保障のあり方から学ぶべき点が多い。しかしながら、先住民の権利を憲法で明記し、また判例上も、先住民の権利が集団の権利であると認められているカナダの議論と、憲法で先住民の権利を明記しておらず、学説においても憲法上、集団の権利は保障されないと考えられている日本の議論とを直結させることはできない。

そこで、日本の先住民の自治権の保障のために検討に値するのは、条約の位置づけである。通説・実務において、その効力は、憲法>条約>法律とされている。そして、日本も批准している人種差別撤廃条約は、先住民を含む広い意味でのマイノリティ保護の定めをおいている。先住民だけでなく、マイノリティの権利保障の可能性を検討するために、人種差別撤廃条約の国内法上の効力や、訴訟における条約の意義と意味を探ることを試みた。「人種差別撤廃条約における『人種差別』と人種差別的発言の不法行為の該当性」（福岡大学『法学論叢』第60巻1号、2015年）で、その成果を公表した。

### 3. おわりに

原子力は非常に専門性が高い技術である。一般の国民にとって、この技術に対する正確な知識を得ることは極めて大きな困難が伴う。核兵器の恐怖と危険性は、広島や長崎、さらには世界各地での核実験などから、言うまでもないことである。そして、「原子力の平和利用」として導入が進められた原子力発電は、ひとたび大事故が起これば、もはや人間がコントロールすることは困難になること、放射性物質の拡散に伴って国土の広い範囲が居住困難になってしまうこと、放射性物質の影響は世代を超えて、場合によっては数万年単位で続くことなどが、すでに1986年のチェルノブイリ原発事故において明らかとなった。さらに、2011年の福島第一原発事故でも同様のことが繰り返され、今なお多くの人びとが避難生活を余儀なくされている。

こうした状況下で、原子力政策をいかにして民主的に統制するかは、喫緊の課題となっている。いわゆる「原子力ムラ」への批判を超えて、市民一人ひとりが、原子力というエネルギーといかに向き合い、どのような社会

を後世に残していくのが問われることになる。

そういった点で、オーストリアの事例は、チェルノブイリ原発事故よりも前に、すでに市民が原子力の危険性を学び、訴え、行動したことを示している。この事例からは、国内世論が大きく割れ、政党間対立とも関連しながら、しかし国民投票によって国家の方向性が示されたことが明らかとなる。そして、それまで原発を推進していた政権は、民意を受けて方針を転換し、原発の禁止を法制化した。そして、やがてそれは憲法典への追加となって結実した。その点で言えば、この研究は単に原発の是非を問うたものと捉えられるのではなく、政治の側が民意をいかに重視し、尊重するかという論点をも含んでいる。他方では、民意をくみ取り、自己の政策を転換してでもそれと向き合おうとする政治家の在り方とも関わるといえよう。

フランスの「原子力安全機関」に関する研究からは、上記のような専門性の高い技術である原子力を規制する機関の在り方が問われることになる。そうした機関が客観性や公正さをどのように確保するかは大きな問題である。日本でも、福島第一原発事故ののちに、原発が再稼働される事態が相次ぎ、世論を二分するとともに、再稼働について司法の場で争われる状況が続いている。原発が安全であるかどうかを確認し、再稼働を進めるか否かを判断し、防災の適切性を確認するという作業を市民が行うことはできない。そうした場合に機能する専門の機関がいかに構成されるのか、そうした機関に対して市民がどのように関わる（＝民主的に統制する）ことができるのか、重要な論点である。

少数民族をめぐる研究からは、日本での原発立地が過疎地域に集中している実態との関連が浮かび上がってくる。過疎地域では、戦後の経済成長に伴って多くの人びとが東京や大阪などの大都市圏に労働力として吸収されていった。それは一面では、農山漁村に生きる人々の、とりわけ物質的な豊かさ、都市的な生活へのあこがれとも関わっていた。一方、日本の原発は、そうした人口減少に苦しむ地方に大量に立地され、「雇用を創出」してきた。それは、建設による雇用、維持管理と運転に関わる雇用、そうした業務に従事する人々を対象とした宿泊や食事などを提供するサービスに従事する雇用などである。その結果、立地自治体は、原発に依存しないまちづくりを行うには困難が伴う状況に陥っている。少数民族がこのような経済的に困難を抱える地域、国家の周辺部に多く存在することに鑑みれば、中央政府による周辺部に対する政策の在り方を問うことの意義は非常に大きい。

これらのことをふまえれば、福島第一原発事故後、原子力政策に対して民主的統制をどう進めるかは非常に重要になっていると言える。本研究プロジェクトに所属する三者の研究はそれぞれの専門分野から行われているものであり、それらを統合することは困難ではあるが、そ

それぞれの問題関心と専門性から一定の成果が上がりつつある。原子力技術は非常に専門的な技術であるが故に、原子力政策もまた、市民には容易には理解しがたい複雑な要素を含んだ政策である。したがって、多様な側面、多様な立場から研究を進め、社会的な合意の形成に向けて努力すべきであろう。三者が相互に知見を提供しあい、それらの研究を可能な限り有機的に接続することで、分野を超えて研究交流を進めることができよう。そしてその作業は、原子力政策に対する社会的な合意形成に寄与していくことにもつながると考える。

#### 4. 研究業績

##### 〔論文〕

1. 東原正明「オーストリアの雇用政策 — 移民の問題を中心に —」(雇用構築学研究所『ニューズレター』第47号、2015年8月)
2. 魚住弘久、大黒太郎、東原正明「「過疎」はどのように論じられてきたのか (三) — 五つの雑誌を通してみた「過疎問題」史 —」(『熊本法学』第134号、2015年7月)
3. 井上禎男「上大河平地区 (宮崎県えびの市) における地区防災計画策定への取組み」(『地区防災計画学会梗概集 (C+Bousai/地区防災計画学会誌別冊)』(1)、2015年)
4. 井上禎男、山崎裕行、山辺真一、川田伸一「中山間地における地区防災計画 — 上大河平地区・えびの市の取組み —」(福岡大学『法学論叢』第59巻第4号、2015年)
5. 井上禎男「地区防災計画制度と「共助」の意義」(『C+Bousai/地区防災計画学会誌』(1)、2014年)
6. 井上禎男、西澤雅道、筒井智士「東日本大震災後の「共助」をめぐる法制度設計の意義 — 改正災害対策基本法と地区防災計画制度を中心として —」(福岡大学『法学論叢』第59巻第1号、2014年)
7. 井上禎男、稲葉一将、中村英樹、西土彰一郎「地域放送のもうひとつのモデルを求めて — 登米コミュニティエフエム —」(福岡大学『法学論叢』第58巻第3号、2013年)

##### 〔学会発表・研究会報告・講演〕

1. 東原正明「オーストリアの移民 — 雇用の問題を中心に —」(2015年度 久留米大学比較文化研究所欧州部会 第3回12月講演、2015年12月11日、久留米大学福岡サテライト)
2. 井上禎男「上大河平地区 (宮崎県えびの市) における地区防災計画策定への取組み」(地区防災計画学会第1回大会 (第3回国連防災世界会議パブリックフォーラムイベント)、2015年3月14日、東京エレ

クトロンホール宮城)

3. 東原正明「オーストリア現代政治と極右政党」(2014年度 久留米大学比較文化研究所欧州部会 第5回1月講演、2015年1月16日、久留米大学福岡サテライト)
4. 東原正明「オーストリア連邦制の特徴点」(福岡大学領域別研究チーム「連邦制」研究会、2014年3月13日)
5. 東原正明「シンポジウム I 「核技術の社会文化史 — 欧米諸国の場合 —」(討論者) (ドイツ現代史学会第36回大会、2013年9月21日、福岡大学)
6. 東原正明「オーストリアの現代政治と脱原発政策」(公益財団法人 福岡県自治体問題研究所 情報と人権研究会、2013年4月24日、福岡県自治体問題研究所)

##### 〔著書〕

1. 東原正明「中央集権的な連邦制下の分権的政党 — オーストリアにおける連邦制と州政治の変容 —」(松尾秀哉、近藤康史、溝口修平、柳原克行編『連邦制の逆説? 効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、2016年)

##### 〔その他〕

1. 守谷賢輔 (資料)「カナダ先住民に関する判決(2)」(福岡大学『法学論叢』第61巻1・2号、2016年)
2. 守谷賢輔 (資料)「カナダ先住民に関する判決(1)」(福岡大学『法学論叢』第60巻4号、2016年)
3. 守谷賢輔 (判例研究)「人種差別撤廃条約における「人種差別」と人種差別的発言の不法行為の該当性」(福岡大学『法学論叢』第60巻1号、2015年)